

第2期



概要版

高槻市文化振興ビジョン

Takatsuki City Cultural Promotion



令和3(2021)年3月

第1章 策定にあたって

01 : 策定の趣旨とビジョンの位置づけ

- 本市が歴史ある成熟した都市として、心豊かな市民生活を実現するとともに、都市の魅力を高めていくため、まち全体で「文化」の振興を図り、「文化」の力をまちづくりに活かしていくことが必要です。
- 本ビジョンは、「第6次高槻市総合計画」に基づき、本市の文化芸術の振興に関する基本的な方向性を示すもので、「文化芸術基本法」をはじめとした国の法律・計画や、関連する市の個別計画との整合性を図り、第1期ビジョン(平成26(2014)年4月から令和3(2021)年3月)に引き続き、推進していきます。

02 : 本ビジョンにおける文化の範囲

文化芸術基本法第8条～第14条に示されているものとしします。

芸術 / メディア芸術 / 伝統芸能 / 芸能 / 生活文化
国民娯楽及び出版物等 / 文化財等 / 地域における文化芸術

03 : 計画期間

- 第6次高槻市総合計画の策定にあわせ、令和3(2021)年4月から令和13(2031)年3月までの10年間とします。
- 前期5年、後期5年の実施計画にて進捗を図りつつ、新たな課題などへの対応が必要な場合は、適宜、見直しを行います。



第2章 本市の文化芸術をとりまく現状と課題

- 本市では、少子高齢化と人口減少の傾向が続くと見込まれることから、下記の取組みが重要です。
 - 子育て、教育といった分野との連携を図り、子どもたちが心豊かに成長できる環境を整備すること
 - 高齢者が、生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、生涯にわたって文化芸術にふれる機会を提供すること
- 平成24(2012)年度と令和元(2020)年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、市民の文化芸術活動を振興していくために、下記の課題について取り組んでいくことが必要です。

劇場の魅力、都市の魅力の向上、発信

文化芸術にふれるきっかけづくり

文化芸術活動への支援

第3章 ビジョンの基本的な考え方と施策の方向性

- 市民が文化芸術に親しむことで、一人ひとりが心の豊かさを感じ、まちに一層の輝きをもたらします。
- 本ビジョンは、その実現のために、2つの考え方を柱に、4つの基本方針を掲げます。
- さらに、4つの基本方針に基づいた8つの施策体系からなる施策を実施することで、2つの柱となる文化芸術の振興に取り組み、上位計画である第6次高槻市総合計画の実現を推進します。

2つの柱: 市民の活力を高める文化 / 都市の魅力を高める文化

2つの考え方を柱に
4つの基本方針を策定

4つの基本方針

文化芸術に親しむ 機会の創出	地域・関連分野との 連携・支援	劇場の魅力向上	効果的な情報発信
① あらゆる人が優れた文化芸術にふれる機会の充実 ② 障がい者・高齢者が文化芸術に親しむ機会の拡充 ③ 子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の拡充 ④ 生涯学習の充実	① 本市の魅力を高める活力ある文化芸術活動等への支援 ② 地域施設における文化芸術活動の場の充実 ③ 産業・観光分野との連携	① 高槻城公園 芸術文化劇場における事業の展開 ② 拠点文化施設の一体管理による効率的な管理運営 ③ 高槻城公園として調和の取れた空間づくり	① 広報誌やSNS等を活用した幅広い世代、対象に向けた効果的な情報の発信 ② 本市独自の文化振興施策等を通じた情報発信

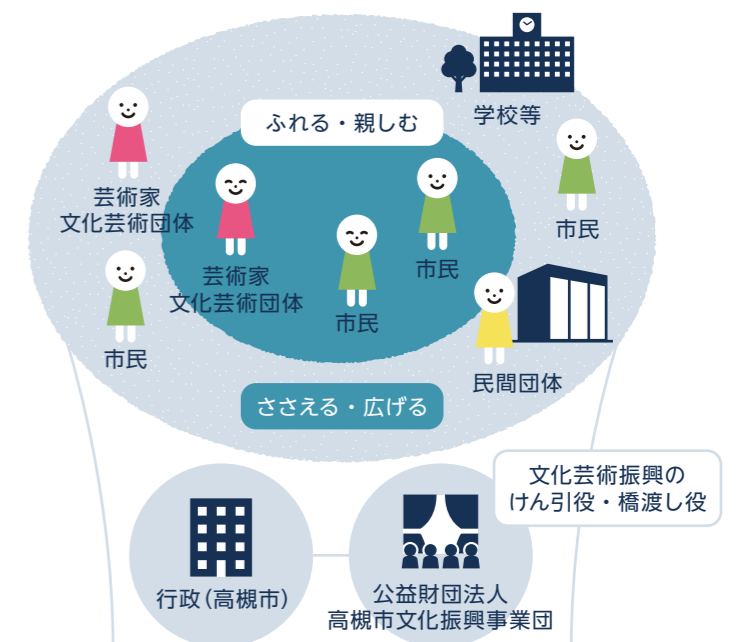
4つの基本方針実現のために
8つの施策体系を設定

8つの施策体系



第4章 ビジョンの推進のために

- ビジョンを推進するにあたっては、(公財)高槻市文化振興事業団を核として、市民、高槻市文化団体協議会をはじめとする文化芸術団体、行政、学校、民間団体など文化芸術に関わる様々な個人や団体が、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携・協力していくことが必要です。
- 本ビジョンを推進していくために、それぞれの基本方針に位置づけられる施策について実施計画を策定し、そのなかで毎年進捗管理を行い、着実な推進を図っていきます。
- 進行状況や時々の課題については、高槻市文化振興審議会に報告し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。



■■ 第2期 高槻市文化振興ビジョン ■■

令和3(2021)年3月

高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課

TEL 072-674-7414 / FAX 072-674-8836